

自治体ヒアリング結果要旨

戸籍部門とひとり親支援部門の連携など自治体における支援の強化について、前回会議から引き続き、さらに2つの自治体の戸籍窓口担当者とひとり親支援窓口担当者等からヒアリングを行った。

ヒアリングの結果、得られた知見の要旨は以下のとおりである。

<<離婚届用紙の配布のタイミングを活用した支援について>>

(自治体C)

- 離婚届用紙と一緒に、養育費や面会交流の重要性等について解説した市作成のパンフレットやその他の各種資料を配付するという取組を行っている。
- 法務省のパンフレットは、率直に言えば内容がやや難しいものの、その活用を考えるべきで、自治体の戸籍部門における配布の徹底や、ひとり親支援部門でも活用してもらうように周知等をすべきではないか。

(自治体D)

- 離婚届用紙を取りに来る人には、法務省の養育費・面会交流パンフレットや市の各種無料相談の資料等を渡している。また、離婚届が提出された際に養育費等の取決め欄にチェックがない場合でD市に住所のある方には、無料法律相談の案内チラシを渡し、相談があれば、市民生活相談課につないで対応している。

<<戸籍部門とひとり親支援部門の連携について>>

(自治体C)

- 離婚届の養育費の取決めに関するチェック欄の確認を戸籍係の確認事項に含めており、空欄の場合は、チェックを入れるようお願いし、また、市民からの相談に応じて、ひとり親の支援窓口につなぐ体制を整えている。

(自治体D)

- 市民が窓口へ届出を提出した後、各部署の職員が、必要な情報を直ちに共有し、市民にとって必要な手続等の情報提供を市民の待機ブースに出向いて行うことで、ワンストップで制度活用の漏れがないような仕組みを採用している。

例えば、小学校に通う子を持つ親が離婚届を市民課窓口へ提出すると、職員が作成した連絡票が各部署に順に回付され、学校教育課や保険年金課、子育て家庭支援課といった関係部署の担当者が、市民の待機ブースに出向いて制度や手続の教示を行う。その過程で、養育費についての相談が市民から

不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース第4回資料

されることもあり、その場合はすぐに市民生活相談課につないで法律相談を紹介する。養育費は、児童扶養手当に影響するので、信頼関係を築けないとなかなか相談してくれない。上記の一連の流れの中で信頼関係を醸成していく。

<<別居時点などより早期の段階での把握について>>

(自治体C)

- 自治体が市民にコンタクトできるタイミングについて、妊娠届を提出する段階、婚姻届を提出する段階等が考えられる。これらの段階で養育費に特化した支援を行うことは難しいが、情報提供を行うことなどが考えられる。また、養育費に関する相談は、離婚後が多いという印象である。
- 別居するために転居届を提出する段階については、別居の理由が各家庭で様々であり、個別事情に踏み込みづらいことからして、養育費に関する支援を行うことはかなり難しい。

(自治体D)

- 離婚届提出時点よりも事前事後に相談にくることが多い。離婚する前にどういう制度があるのかなどを相談にきて、この段階で養育費や児童扶養手当の相談につなげることが増えている。
- 転居届提出の段階については、例えば、母子家庭の人が市に転入してきたときは、上記のとおり必要な情報が各部署間で共有されるので、児童扶養手当等のひとり親支援に関する教示を行うこととなる。その過程で養育費について相談を受けることはある。

<<その他の取組について>>

(自治体C)

- 児童扶養手当の現況届を提出してもらった際に、図書カードを配布してアンケートを実施したことがある。
- 一定期間、一定額の不払い養育費を市が立て替えるという養育費緊急支援事業は、コロナ禍をきっかけに導入した事業だが、その導入に当たり、その法的構成や財源、市民の理解が得られるかという点を特に検討した。

(自治体D)

- 生活困窮者等を対象に就労支援と生活支援を一体的に実施するための施設を市役所内に設置し、就職相談を実施しているほか、住居確保給付金や生活資金等の支援制度を紹介するなどしている。このような取組の中で、何度も相談に応じているうちに養育費の相談を受けたりすることもあり、ひとり親の支援につなげている。